

防火・防災管理委員会要綱

(目的)

第1条 市立函館病院は、道南圏域の地方センター病院として、さらに救命救急センターおよび災害拠点病院として、災害時には、地域における災害医療の中心的役割を求められているところから、防火・防災管理業務の確実な実践を図るとともに、院内と地域における防火・防災対策と実践訓練および啓発を図るため、防火・防災管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 院内における防火・防災活動に関すること。
 - ① マニュアルの整備
 - ② 緊急連絡網の整備
 - ③ 防災設備の整備と備蓄に関する調査
- (2) 地域における災害活動に関すること。
 - ① 災害時の初動体制の整備
 - ② 災害時の災害対策本部の立ち上げの整備
 - ③ 災害時の傷病者受け入れ体制の整備
 - ④ DMAT事業に関する整備
- (3) 事業継続計画（BCP）の整備に関すること。
- (4) 院内全体の防火・防災対策に係る職員への啓発活動に関すること。
- (5) 院内、地域の災害時を想定した防火・防災訓練の立案、実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火・防災管理に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は院長とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 院長
- (2) 副院長、医局救命救急センター長
- (3) 看護部長、副看護部長
- (4) 薬剤部長、リハビリ技術部長、中央放射線部技術科長、中央検査部臨床検査科技師長
- (5) 臨床工学科係長、栄養管理科主査、医局救命救急センター管理係長
- (6) 事務局長、管理部庶務課長、事務局施設管理課長

- (7) 自衛消防組織 統括管理者
- (8) その他委員長が指名する職員
(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は会務を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

5 委員会の定例会議は、年2回開催する。なお、委員長が必要と認める場合、臨時会議を開催する。

6 委員長は、必要があると認めた場合は、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第6条 委員会の庶務は、事務局施設管理課において処理する。

(補足)

第7条 この委員会に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

2 災害・防災対策委員会要綱(平成19年7月19日施行)は廃止する。

3 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。